

予納制度を利用した納税のご案内

予納制度とは

予納とは、調査等により近日中（おおむね6か月以内）に納付すべき税額の確定が見込まれる場合、修正申告書等を提出する前であっても、その納付すべき税額の見込金額を、税務署長に申し出て、あらかじめ納付（予納）することができる制度です。

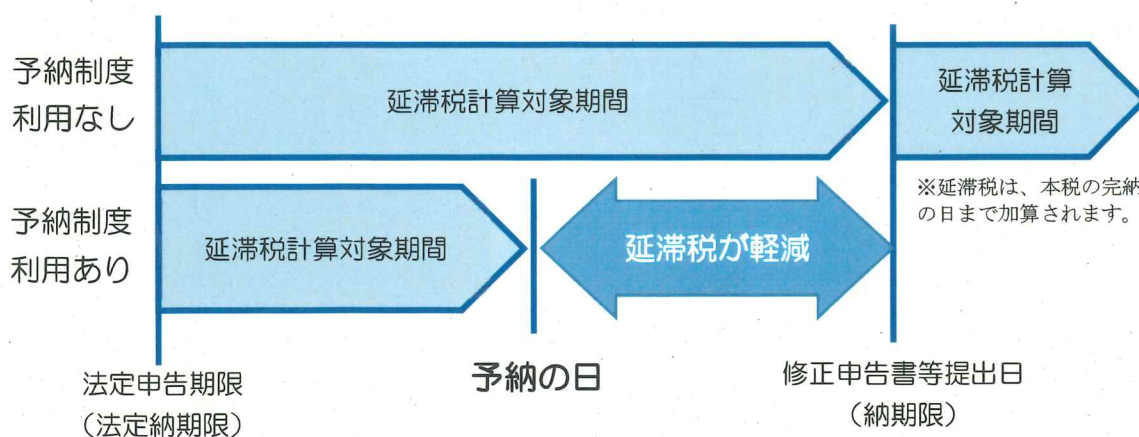
（国税通則法第59条第1項第2号）

予納のメリット

予納をすると、延滞税の計算は納付された日までとなりますので、延滞税の額が少なくなる場合があります（注）。

（注）1 法定申告期限から1年以内に修正申告等を行う場合は、延滞税の計算は予納した日までとなり、延滞税の額が少なくなります。

2 法定申告期限から1年を経過して修正申告等を行う場合は、除算期間がない場合に限り、延滞税の額が少なくなります。



予納の方法

裏面の「国税の予納申出書」に必要事項を記載して、税額の確定手続（修正申告書の提出等）前又は納期限前までに、所轄の税務署にご提出の上、予納する金額を納付してください。

予納を行うに当たり、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署の管理運営部門までお問合せください。



国税の予納申出書

令和 年 月 日

税務署長 殿

(納税者) 住所又は居所 (所在地)

電話番号

()

氏名又は名称

下記のとおり、国税通則法第59条の規定による国税の予納をいたします。

記

予 納 す る 国 税				
税目	年分 (事業年度)	申告区分	予納税額	備考
			円	
合計	-	-	0	-

(い
ず
れ
か
を
選
択)

☐ 1. 修正申告書等をおおむね6月以内に提出予定であり、発生が見込まれる国税 (加算税、延滞税を含む) をあらかじめ納付したい。
(修正申告書等の提出予定日 : 令和 年 月 日)

☐ 2. 期限内申告書をおおむね12月以内に提出予定であり、発生が見込まれる国税をあらかじめ納付したい。

☐ 3. その他 (具体的な理由を記載してください。)

還付金等の 受取場所			銀行・金庫・組合 農協・漁協								本店・支店 出張所・本所・支所			
	預金種類	普通	口座番号											
	(ゆうちょ銀行の場合)		記号番号	1				0						

【予納に当たっての留意事項】

1 予納した場合には、予納の目的となる申告書等の提出を行う前 (納期限前) に、その還付を求めることはできません。

2 予納した額が申告書等の提出により確定した税額より少ない場合には、残額を別途納付する必要があります。

また、予納した額が確定した税額より多い場合には順次、他の未納の国税 (加算税、延滞税等を含む) に充てられます。

なお、充当した後に残額が生じた場合は、上記の口座に還付されます。

※税務署整理欄	担当部門 (担当者)	
---------	------------	--



収受日付印

国税の予納申出書

令和 年 月 日

税務署長 殿

(納税者) 住所又は居所 (所在地)

電話番号
()
氏名又は名称

下記のとおり、国税通則法第59条の規定による国税の予納をいたします。

予納する税目、年分（事業年度）、申告区分、予納税額を記載してください。
また、複数年分・複数税目の申告がある場合には欄を分けて記載してください。
※ Excelで作成する場合は、税目及び申告区分はプルダウンから選択し、プルダウンに該当がない場合は直接入力してください。

税目	年分（事業年度）	申告区分	予納税額	備考
消費税及び地方消費税	令和〇.〇期	修正	円 1,234,500	
相続税	令〇.〇.〇	確定	2,000,000	
合計	-	-	3,234,500	-

相続税の場合、年分欄には相続開始年月日を記載してください。

(い
ず
れ
か
を
選
択)

☐ 1. 修正申告書等をおおむね6月以内に提出予定であり、発生が見込まれる国税（加算税、延滞税を含む）をあらかじめ納付したい。
(修正申告書等の提出予定日： 令和 年 月 日)

☐ 2. 期限内申告書をおおむね12月以内に提出予定であり、発生が見込まれる国税をあらかじめ納付したい。

☐ 3. その他（具体的な理由を記載してください。）

該当の番号にレ点を付け、申告書等提出予定日又は具体的な理由を記載してください。
※ Excelで作成する場合は、該当項目をクリックすると、レ点が入力されます。

還付金等の 受取場所	銀行・金庫・組合 農協・漁協				本店・支店 出張所・本所・支所			
	預金種類	普通	口座番号					
	(ゆうちょ銀行の場合)		記号番号	1		0		

予納する納税者名義の口座を記載してください。
※ Excelで作成する場合は、銀行等及び本店等はプルダウンから選択してください。
1 予納した額が申告書等の提出により確定した税額より少ない場合には、残額を別途納付する必要があります。
2 また、予納した額が確定した税額より多い場合には順次、他の未納の国税（加算税、延滞税等を含む）に充てられます。
なお、充当した後に残額が生じた場合は、上記の口座に還付されます。

※税務署整理欄	担当部門（担当者）
---------	-----------